

EU の対韓国経済関係と FTA 交渉

田中 信世 *Nobuyo Tanaka*

(財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

要約

EU は 2006 年 10 月、「グローバル・ヨーロッパ：世界での競争」と題する新通商・競争戦略を発表した。その中で EU はアジアの新興市場をニュー・フロンティアと位置付け、韓国、ASEAN、インドとの二国間 FTA 締結を提案した。その後、EU はこれら諸国（地域）との FTA 交渉を次々とスタートさせた。韓国との FTA 交渉は 07 年中の締結を目指し、同年 5 月にスタートした。その後の交渉では、韓国の工業製品や農産物の関税譲許や自動車の技術基準などの非関税障壁問題で双方の妥協が見出せず、07 年中の決着は実現しなかった。しかし、全般的に交渉は順調に進んでいると見られていることから、08 年中には決着する可能性が大きいと見られる。EU・韓国の FTA が実現すると、韓国は巨大なヨーロッパ市場に橋頭堡を築くことになり、日本企業は大きな影響を受けることが懸念される。日本は韓国・EU FTA 締結による日本企業の競争力低下を避けるためにも、EU との FTA を含む EPA 締結を急ぐべきである。

I 新通商・競争戦略でアジアと の新 FTA 締結を重視

欧州連合（EU）の欧州委員会は 2006 年 10 月 4 日、EU の競争力強化・経済改革課題に通商政策を統合する新戦略を発表した。「グローバ

ル・ヨーロッパ：世界での競争」と題するこの新戦略は、EU企業に域外での新市場開拓を促すとともに、当該市場での公正な競争条件を確保することを目的としている。同戦略はまた、他国に市場開放を要求するだけではなく、開かれたEU市場の保証を約束することを盛り込んでいる。

強固なEU経済を構築するには、EU企業の域外での競争力強化が必要である。このため欧州委員会は新戦略で、競争力強化のための通商政策として、2006年秋から07年末にかけて次の課題を設定している。

①EUはWTOを重視し、多国間貿易制度の構築を最優先課題とする。EUはWTOドーハ開発アジェンダ(DDA)交渉の再開と終結に向努力する。

②欧州委員会は、WTOルールを構築する主要パートナーとの新しい時代の2国間自由貿易協定(FTA)の締結を提案する。EUは当該パートナーと、多国間での交渉の機が熟していない問題を取り組み、多角的な自由貿易の次の段階への基盤を整える。

新FTA締結に際しての主要な経済基準は、a) 市場の潜在力(market potentials)とb) EUの輸出利益に対する保護水準(the level of Protection against EU export interests)である。特にアジアの新興市場をニュー・フロンティアとして位置付け、韓国、ASEAN、インドとのFTA交渉に着手する。

③中国を単一国として今後のEU通商政策上の最優先課題とする。欧州委員会は06年10月末に、中国に関する包括的な新戦略を発表する。

④欧州委員会は知的財産権保護のためのグローバル戦略の新たな段階に着手する。同戦略には模造品に対して断固たる措置を取るためのより強力なベンチマークの策定や主要パートナーとの新しい協力などが含まれる。

⑤欧州委員会は非関税障壁(NTBs)に焦点を当てたEUの市場アクセス戦略を見直し、産業界に重要セクターと優先課題の特定を要請する。

⑥欧州委員会は、産業界の意見を取り入れるため公聴会(パブリック

ク・コンサルテーション) を実施するとともに、アンチダンピングやその他の貿易防衛手段 (Trade Defence Instrument) の改革に取り組む。現在、多くの EU 企業が世界的なサプライチェーンを持ち、EU 域外に投資し、生産活動を行っている。すなわち、EU の経済利益はグローバル化しており、複雑化してきている。こうした新たな現実を踏まえた貿易防衛手段を整える。

<EU 企業のグローバル活動を支援>

欧州委員会のマンデルソン委員(通商担当)は「新戦略」に関連して、「変化するグローバル経済には、新たな通商政策が必要である。開かれた市場とは、関税率が低いだけの市場ではなく、EU 企業が公正な取引や自由競争を行える市場のことである。EU の政策は、域内では保護主義の排除、域外では開かれた市場での積極的な活動を支援するものでなければならない」と述べている。一方、フェアホイゲン副委員長(企業・産業担当)は「新戦略は、雇用

と成長のための新リスボン戦略を強化するものである」と強調している。

また、EU 産業界も新戦略を歓迎しており、欧洲企業連盟 (UNICE) のセリエール会長は、「新戦略が、競争力や経済成長、雇用に重点を置いていることは、EU の成長、雇用創出にとって正しいアプローチだ」と述べている。

上記の「新通商・競争戦略」を受けて、欧州委員会は「戦略」の実施に向けた動きを着々と進めている。まず中国については、2006 年 10 月、中国に対して経済発展に見合った国際的な責任・義務を果たすよう求めるとともに、EU・中国双方の貿易・投資関係の課題を盛り込んだ「対中戦略指針」を発表した。EU 与中国との間では、既に 06 年 9 月にヘルシンキで開催された EU・中国首脳会議で、政治・経済関係全般をカバーする包括的な新パートナーシップ協力協定の交渉開始についての合意がなされている。

また、ASEAN との間では、07 年 5 月にブルネイで開催した第 8 回 ASEAN 経済閣僚-EU 会議 (AEM-

EU Consultation) で FTA 交渉の開始について合意し、その後、同年 11 月の EU・ASEAN 首脳会議で FTA 締結のための交渉を迅速化することで合意した。しかし、ASEAN との FTA 交渉については、08 年 1 月の合同会合でミャンマー問題などがネックとなって交渉の枠組みや内容が決まらず、本格的な交渉開始に向けた準備に時間がかかる見通しである。

インドとの間では、07 年 6 月に第 1 回 FTA 交渉が開始され、同年 11 月の首脳会議では、08 年中の FTA 交渉を目指すことで合意している。

一方、韓国については、07 年 5 月に第 1 回の FTA 交渉を開始した。当

初 07 年中の妥結を目指していたが、交渉が長引いており、現時点ではまだ妥結に至っていない。ちなみに、EU 側がインドなどと比べて市場規模が小さい韓国との FTA 交渉を急いでいる背景としては、07 年 6 月に調印された米韓 FTA が発効すると、韓国に進出している EU 企業が米国企業と比べて部品の輸入などで競争上不利な立場に立たされることになり、こうした状況を回避したいということが大きな要因になっているものとみられる。

なお、EU が現時点で FTA 交渉に取り組んでいるアジアの交渉相手国との貿易規模は表 1 のとおりである。

表 1 EU のアジア FTA 交渉国・地域との貿易（2006 年）

(単位：100 万ドル、%)

	EU の輸出	構成比	EU の輸入	構成比
世界	4,156,494	100.0	3,768,632	100.0
ASEAN	58,212	1.4	83,720	2.2
インド	29,033	0.7	24,372	0.6
韓国	27,537	0.7	38,010	1.0

注；構成比は EU15 の全輸出（全輸入）に占める割合。

(出所) 各国貿易統計より ITI 作成

II EU と韓国の経済関係

次に EU と韓国の間の貿易、投資に焦点を当てて両国（地域）間の経済関係の推移について概観しよう。

1. EU・韓国間の貿易

<2000 年以降倍増した韓国の対 EU 輸出>

1963 年に EU と韓国の間で外交関係が樹立されて以来、両国（地域）の経済関係は、韓国の経済成長に伴って劇的に強化された。韓国の EU への輸出は 71 年のわずか 8,700 万ドルから 06 年には 492 億ドルへと 566 倍に増加した。また、EU の韓国への輸出は同期間に 2 億 5,700 万ドルから 302 億ドルへと 117 倍以上に増加した。EU の対韓貿易収支は、金融危機によって韓国の通貨ウォンが大幅なウォン安となった 98 年以来、貿易赤字となっている。EU の貿易赤字は 06 年には 190 億ドルを上回る高水準に達した。

両国（地域）間の貿易は 00～06 年に、主として韓国の貿易の大幅な増加によって倍増し、同期間に韓国

の世界貿易額も 1.91 倍に増加した。それに加えて 03～04 年には韓国の EU 新規加盟国への輸出も倍増した。

06 年現在、韓国の EU への輸出は韓国の総輸出の 15.1% を占め、韓国の総輸入の 9.8% は EU からの輸入である。韓国の輸出先に占める EU の比重は高まってきている。

韓国の EU への主要輸出品目は自動車、半導体、コンピュータ、船および無線通信機器であり、機械、半導体、宝石、および各種化学製品が EU から韓国への主要輸出品となっている。

韓国の貿易パートナーの中で、EU のステータスは最近大幅に高まっている。EU は韓国の商品貿易において 05 年には 2 番目に大きな輸出先であり、06 年においては 2 番目に大きい貿易相手国（地域）となった。かつて、韓国の最大の貿易相手国であった米国は現在では 4 番目にランクされている。一方、EU にとって韓国は 8 番目にランクされる貿易相手国である。

EU 加盟国の中ではドイツと英国が韓国の最大の貿易相手国であり、イタリア、オランダおよびフランス

がこれに続いている（表4）。04年のEU拡大以前においては、EUとの貿易のほとんどはEU15との間で行われていた。04年現在で見ると、新規加盟国への輸出は41億8,000万ドルで対EU輸出のわずか11.0%を占めるにすぎず、新規加盟国からの輸入は5億3,700万ドルでEUからの総輸入のわずか2.2%であった。

新規加盟国の中では、ポーランドとハンガリーが韓国の主要貿易相手国である。06年の韓国のポーランドへの輸出は26億ドルであり、ポーランドからの輸入は2億7,100万ドルであった。韓国のポーランドへの輸出は05年にはわずか11億7,000万

ドルであったが、06年には倍以上に増加した。ハンガリーの場合は、韓国の輸出は12億100万ドルであり、輸入は2億2,900万ドルであった。現在韓国は、ポーランドとハンガリーを含む新規加盟国に対してかなりの貿易黒字を記録している。

以上のように、韓国のEUとの貿易は近年顕著な増加を示しており、その増加率は他の貿易相手国との貿易よりも高い。このことは、EUが韓国の最も重要な貿易相手国となってきたことを示している。また韓国は、ドイツを除いてほとんどのEU加盟国との貿易において大きな貿易黒字を記録している。

表2 韓国とEUとの貿易

(単位：100万ドル)

	1998	2000	2002	2003	2004	2005	2006
輸出	18,171	23,424	21,694	24,887	37,830	43,659	49,240
輸入	10,928	15,788	17,107	19,380	24,187	27,296	30,168
貿易額	29,099	39,212	38,801	44,267	62,017	70,954	79,408
貿易収支	7,243	7,635	4,587	5,507	13,634	16,363	19,072

(出所) A Qualitative Analysis of a Potential Free Trade Agreement between the European Union and South Korea (原資料は、韓国国際貿易協会<KITA><KOTISデータベース>)

表3 韓国的主要貿易相手国（地域）

(単位：100万ドル)

	輸出			輸入	
	2005	2006		2005	2006
中国	61,915	69,459	日本	48,403	51,926
EU	43,659	49,240	中国	38,648	48,557
米国	41,343	43,184	米国	30,586	33,654
日本	24,027	26,534	EU	27,296	30,168

(出所) 表2と同じ

表4 韓国EU主要加盟国との貿易

(単位：100万ドル)

	輸出				輸入		
	2005	2006	順位		2005	2006	順位
ドイツ	10,304	10,056	6	ドイツ	9,774	11,365	6
英国	5,339	5,635	9	フランス	2,759	3,219	20
イタリア	4,279	4,286	15	オランダ	2,760	3,026	22
オランダ	3,647	3,609	20	英国	3,149	2,977	23
スペイン	2,867	3,479	21	イタリア	2,778	2,916	24

(出所) 表2と同じ

2. EU・韓国間の外国直接投資

＜韓国の対内直接投資の3分の1

がEUから>

次に、両国（地域）間における外
国直接投資の動向を見てみよう。

EUはフローで見てもストックで
見ても韓国に対する最大の投資国
(地域)である。2006年12月現在
における1962年以降の韓国の累積
対内直接投資額は全体で1,267億
4,300万ドルに達し、このうち、EU

からの投資額は 404 億 7,600 万ドル（全体の 31.9%）であった。

EU の韓国への投資は金融危機前後の時期に増加した。金融危機以前においては EU の韓国への投資は数千万ドル程度の規模に過ぎなかつたが、87 年以降は 1 億ドルを超えてい る。96～97 年以降、EU の韓国への投資額は年間 10 億ドル以上になり、99 年には 63 億ドルを記録した。近年において EU は、韓国に対して年間 30 億ドルを上回る投資を行っている。

近年の EU の韓国に対する投資の増加は韓国の投資市場に変化をもたらしている。62 年以降、韓国に対する最大の投資国は米国であった。しかし、99、00、03、05 年および 06 年においては、EU の投資が米国を上回り、EU が韓国に対する最大の投資国になっている。EU は現在では 62 年以降の累積投資額でも韓国に対する最大の投資国である。

EU の韓国に対する投資はエネルギー、電子・電気、テレコム、および卸・小売業が中心分野である。EU 加盟国企業が韓国で行った大規模投資プロジェクトとしては、半導体

LCD、自動車、自動車部品、化粧品卸売り、流通、エネルギー分野などがある。EU 加盟国の中ではオランダが最大の投資国であり、累積投資額は 138 億ドルとなっている。オランダに次いで投資の多いのは、ドイツ（累積投資額 73 億ドル）、英国（同 65 億ドル）、フランス（同 47 億ドル）、ベルギー（同 31 億ドル）である（表 5 参照）。

一方、韓国の EU への投資は EU の韓国への投資よりも少ない。また、年によって投資額に大きな変動が見られることも韓国の大手 EU 投資の特徴である。韓国の EU への投資の最初のピークは、韓国がウォン高を利用して対外投資に乗り出した 90 年代の半ばであった。95 年、韓国の EU27 への投資は合計で 5 億 8,000 万ドルに達し、そのうちの 28.6% は後に EU に加盟することになる中・東欧諸国に向けられた。韓国の EU への活発な対外直接投資は 98 年の金融危機後激減したが、01 年には 21 億ドルに回復し、02、03、04 および 05 年にはそれぞれ 9 億 1,900 万ドル、1 億 9,400 万ドル、6 億 8,100 万ドル、5 億 5,900 万ドルを記録した。06 年

における韓国の対 EU27 投資額は 10 億 7,000 万ドルに達している。

韓国 EU への投資における大きな特徴は、投資が新規加盟国にシフトするとともにこの傾向が強まっていることである。06 年においては韓国の EU への投資の 69.7% がルーマ

ニアおよびブルガリアを含む新規加盟国向けであった。新規加盟国における投資活動の急増は、拡大 EU 市場へのアクセスを確保しようとする韓国企業の戦略と新規加盟国の投資環境が EU 加盟により改善したことによる。

表 5 EU の韓国への外国直接投資

(単位 ; 件数、100 万ドル)

	2004		2005		2006		1962～2006 累計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
世界	3,077	12,792	3,667	11,563	3,109	11,233	36,117	126,743
EU	366	3,009	443	4,781	408	4,977	4,590	40,476
		(23.5%)		(41.3%)		(44.3%)		(31.9%)
オランダ	60	1,309	85	1,150	76	800	860	13,775
ドイツ	95	487	102	705	92	484	1,215	7,279
英国	62	642	96	2,308	83	705	817	6,490
フランス	54	180	58	85	62	1,174	653	4,712
ベルギー	17	179	9	54	14	567	143	3,122
アイルランド	15	30	18	42	21	614	193	2,076

(出所) 表 2 と同じ (原資料は、韓国商業・産業・エネルギー省<2007>)

表 6 韓国 EU への直接投資

(単位 ; 100 万ドル)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006
EU 合計	2,099.1	918.5	193.9	680.6	558.6	1,069.9
新規加盟国	46.4	42.1	36.0	130.0	335.9	745.8
新規加盟国 向け投資の 比率 (%)	(2.2)	(4.6)	(18.5)	(19.1)	(60.1)	(69.7)
アジア	1,386.2	1,748.1	2,422.7	3,390.9	3,931.9	6,059.3
北米	1,486.5	574.5	1,066.5	1,385.0	1,277.1	2,141.8
合計	5,163.7	3,697.1	4,061.5	5,988.6	6,557.2	10,731.0

注 ; EU は新規加盟国の加盟前の時点でも 27 カ国ベース。

(出所) 表 2 と同じ (原資料は、韓国輸出入銀行 (2007)、「外国直接投資統計年鑑」)

なお、EU・韓国 FTA 交渉に先立ちまとめられた報告書“*A Qualitative Analysis of a Potential Free Trade Agreement between the European Union and South Korea*”（以下“Qualitative Analysis”と表記）によれば、韓国国際経済政策研究所 (KIEP) では、韓国-EU FTA は両国（地域）間の外国直接投資を 42～70% 増加させると予測している。この予測に基づくと、FTA 締結後、EU の韓国への投資は 2010 年までに 70 億～85 億ドル増加し、韓国から EU への直接投資は 14 億～17 億ドル増加する

ことになる。

III EU と韓国の FTA 交渉

EU と韓国の第 1 回 FTA 交渉は、2007 年 5 月 7～11 日にソウルで行われた。第 1 回交渉では全体会合と交渉の 4 つの主要分野、すなわち商品貿易、サービスおよび制度、規則、法律および制度問題別の専門家セッションが開催され、交渉は建設的かつ友好的な雰囲気の中で行われた。

同年 7 月にブリュッセルで行われた第 2 回交渉では、双方で総勢 180

人の交渉チームが、製品貿易、サービス、投資、規制（知的財産権、競争、政府調達）、制度上の問題（透明性、持続可能な発展、紛争解決）などすべての側面について議論したという。

<EU は自動車、工業製品などの市場開放を要求>

欧州委員会は2回目の交渉に先立ち、EUへの市場アクセスについて100%関税を撤廃すると表明していた。第2回交渉は、EUと韓国との間で事前に交換された市場アクセスに関する交渉提案に基づいて進められた。

この提案の中で、EUは韓国からのすべての輸入品に対して関税を撤廃するという、これまでどの国との2国間FTAにもなかった条件を提示する一方、韓国に対しては自動車、工業製品とビジネスサービスを主要分野と位置付け、市場開放するよう求めたとされている。

ちなみに、前述の“Qualitative Analysis”によれば、2004年における韓国の関税水準は表7のとおりである。全般的に韓国はEUに比べて関

税水準が高いが、特に農産物、家畜、加工食品、水産物、化学品、繊維・衣料および靴・帽子の関税率が極めて高く、また、機械および電子機器のカテゴリーの一部品目の関税率も同様に高い点が指摘されている。

このほかEUは、第2回交渉で、現在WTOによる自由化義務がない投資分野にも言及し、EUの韓国への投資を制限する規制の撤廃を含め、EUの投資家による韓国市場へのアクセスの改善を求めた。

また、EUは交渉で非関税障壁(NTBs)と韓国の国内施策の問題を新たな焦点としている。これは、韓国においては、必要以上に複雑で厄介な規制があるため、場合によっては、NTBsの方が関税より大きな障壁になり得るとみているためである。

<サービス分野の交渉は進展>

同年9月にブリュッセルで開かれた、第3回交渉では、前回交渉でEU側が提示した韓国からのすべての輸入品の関税を撤廃するという予想以上の積極的な市場開放案に応えて、韓国側がどの程度の市場開放案を再提示するかに关心が集まった。

表7 韓国の品目別関税構造（2004年）

(単位：%)

	平均関税率	関税の範囲	韓国の総輸入に占める EUからの輸入比率（品目グループ別）		
			EU25	EU15	EU10
全産業	12.8	0～887.4	11.10	10.85	0.24
一次産業	47.9	0～887.4	9.66	9.29	0.38
製造業	6.6	0～754.3	14.93	14.62	0.31
畜産品	27.1	0～243	10.92	8.92	2.00
水産物	16.1	5～20	2.09	1.87	0.23
農産物	108.1	0～887.4	2.43	2.39	0.04
加工食品	21.3	0～754.3	19.65	19.62	0.03
鉱物製品	3.8	0～8	0.30	0.28	0.02
化学品	11.8	0～754.3	21.08	20.85	0.22
プラスチック	7.0	0～8	16.24	16.15	0.10
皮、皮革	7.6	2～16	23.14	23.07	0.08
木製品	7.2	1～8	6.63	6.45	0.18
バルブ・紙	0.5	0～8	13.39	13.36	0.03
繊維	9.7	1～51	11.98	11.88	0.10
靴・帽子	9.7	8～13	14.59	14.23	0.35
セメント・ガラス	7.9	0～8	18.62	16.89	1.72
鉄鋼	2.5	0～8	8.92	8.43	0.49
非鉄金属	6.7	0～8	8.21	8.15	0.06
電気・電子設備	5.8	0～13	7.86	7.47	0.39
－半導体	5.5	0～13	5.89	5.56	0.33
－通信機器	5.5	0～13	9.75	9.55	0.20
－家庭用品	5.5	0～13	10.46	10.02	0.44
－コンピュータ	6.0	0～13	7.25	6.61	0.65
機械設備	6.9	0～13	24.71	24.50	0.21
－機械	6.0	0～13	26.51	26.23	0.28
－精密機器	7.2	0～8	21.37	21.29	0.08
自動車	7.9	0～10	40.47	39.98	0.48
鉄道、航空、船	4.1	0～10	17.95	17.08	0.87
その他	4.2	0～8	20.21	20.09	0.13

(出所) 表2と同じ（平均関税率および関税の範囲はWTO TPRの付表による）

各種報道によると、韓国側の関税に関する再提案は依然として不十分で、EU を落胆させたといわれている。「ユーロポリティクス」誌によると、EU が韓国からの輸入品すべての関税を 7 年間で全廃することを提案したのに対し、韓国の再提案は 80% 程度の自由化にとどまったとされている。

一方、課題のひとつである非関税障壁については、「サービス分野での交渉は進展した」(EU 側のベルセロ代表) とされている。

第 5 回交渉は同年 11 月、ブリュッセルで行われたが、第 5 回交渉でも双方の主張はかみ合わず、結局 07 年中に決着するという当初の目標の実現には至らなかった。交渉の中心課題は、非関税障壁 (NTBs) での自動車の技術基準をはじめ、自動車、家電機器、農水産物の関税撤廃、原産地表示方式であったとされている。交渉は 08 年 1 月に韓国で開催する第 6 回ラウンドに持ち越された。

ちなみに、自動車の関税撤廃については、今回の交渉のモデルとされる米韓交渉では、①韓国側は、a) 乗用車、部品など 116 品目について即

時関税撤廃、b) 環境対応車については 10 年以内に撤廃、②米国側は、a) 3000cc 以下の乗用車、部品など 18 品目について即時関税撤廃、b) 3000cc 以上の乗用車など 16 品目については 3 年以内に撤廃、c) ミニトラックについては 10 年以内に撤廃、などを定めている。

<自動車技術基準で譲歩求める EU>

第 5 回交渉では、EU と韓国は自動車の技術基準をめぐり、これまでと同様に対立した。EU 側が国際標準 (特に UN/ECE1958)^(注1) を適用するよう主張したのに対し、韓国側は EU の提案を受け入れず、一定数の EU 製自動車に対してだけ、EU の主張する自動車基準を適用することを提案した。また、韓国は、米国との FTA での自動車技術基準よりもさらに譲歩した案を提示したが、EU はそれを拒否したとされている。

このように、自動車の技術基準では両者の隔たりが大きいため、「今後は自動車の技術基準と工業製品の関税が交渉の妥結を早めるかどうかの決め手になる」(韓国のキム首席代

表) ものとみられる。

一方、農産物の分野では、EUはコメ、トウガラシ、ニンニクなどをセンシティブ品目として、これらの品目には特別な考慮が必要と認め、開放品目から除外するよう求める韓国の要求を受け入れ可能との考えを示した。しかし、EUが高い関心を有する豚肉やワインなどの品目では、EUは米韓FTAと同水準まで市場を開放するよう要求しているという。

ちなみに、“Qualitative Analysis”によれば、米韓FTAでは、農業分野で韓国はコメおよび同関連製品を除いて、米国からの農産物輸入における関税障壁のほとんどをFTA発効から15年以内に撤廃することになっている。

すなわち、現在の米国への韓国への農産物輸出の半分以上(16億ドル)が即時関税撤廃となった。この中には、小麦、飼料用トウモロコシ、原皮および皮革、バーボンウィスキー、ワイン、ブドウ、グレープフルーツジュース、オレンジジュース、生鮮チェリー、冷凍濃縮オレンジジュースなどが含まれる。2年内の関税撤廃品目としては、アボガド、レモ

ン、乾燥プラム、およびヒマワリの種子などがある。また、調整食品、チョコレートおよび同製品、スイートコーン、ソースおよび調製品、アルファルファ、パンおよびペーストリー、グレープフルーツなどの関税は5年以内、冷凍チキンの胸肉およびウイングについては12年以内に撤廃とされている。豚肉の関税は2014年1月に撤廃されることになる。そのほか、関税割当数量(Tariff rate quota; TRQ)は粉末のスキムミルクおよび全乳、食用の凝乳、チーズ、デキストリンおよび調整スターチ、大麦、ポップコーン、食用大豆に認められる。

まとめ

以上のように、EUと韓国のFTA交渉は自動車の技術基準などの非関税障壁問題や工業製品の関税譲許などで、双方の妥協を見出せず、当初、目標としていた07年中の決着は実現しなかった。しかし、08年1月に開催された第6回交渉では、EU側は一定の進展があったとしており、07年5月の交渉開始以来、韓国との

交渉は概ね順調に進んでいると評価している。

具体的な交渉の決着時期については、韓国側は08年5月の妥結を予想しているのに対して、EU側では08年の前半に交渉が決着する可能性は60%との見方をしており、具体的な決着時期は現時点では不透明である。しかし、全般的な交渉の進展状況などからみて、08年内に交渉が決着する可能性は高いと思われる。

EU・韓国のFTAが発効すると、韓国は米国を上回る巨大な経済規模を持つEU市場に本格的な橋頭堡を築くことになる。

第II節で見たように、EUは韓国にとって第2位の貿易相手地域であり、EUの韓国からの輸入は工業製品が321億ユーロ(05年)と全輸入額の96.3%を占める。そのうち、機械類(テレビ、パソコンなどの電気・電子機器、自動車などを含む)が185億ユーロと25.7%を占め、その多くが日本製品との競合分野である。EUの関税譲許による韓国製品の価格低

下で、日本製品への影響が懸念される。

また、欧州市場ではサムソン、LG電子、現代自動車など、電気・電子機器、自動車分野などで韓国企業の進出が活発であり、FTAにより韓国企業が欧州で生産する製品の価格競争力が高まれば日本の進出企業の活動にも大きな影響が出ることが予想される。

日本とEUとの間では、ようやく昨年、民間機関・企業による経済連携協定(EPA)の事前研究が始まったばかりであるが、韓国・EUFTA締結による日本企業の競争力低下を避け、日本企業や日本製品がEU市場でのプレゼンスを維持するためにも、日・EU間の早急なFTAを含むEPA交渉の開始が必要である。

注 1) 自動車の構造および装置の安全・環境に関する統一基準の制定と相互承認を図ることを目的として、国連欧洲経済委員会が1958年に策定した協定。